

令和5年度における環境物品等の調達を推進を図るための方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づく、令和5年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針については以下のとおりとする。

国立研究開発法人
医薬基盤・健康・栄養研究所

I 特定調達物品等の令和5年度における調達の目標

令和5年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和5年2月24日変更閣議決定）以下「基本方針」という。）に定められた特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負担の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

| | |
|--|------------------------------|
| 情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用途工紙） 印刷用紙 （塗工用紙を除く） 印刷用紙 （塗工用紙） 衛生用紙 （トイレットペーパー、ティッシュペーパー） | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|--|------------------------------|

2. 文具類

| | |
|---|------------------------------|
| シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレイ 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|---|------------------------------|

| | |
|---|---------------------------------------|
| <p> ステーブラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OA クリーナー（ウェットタイプ） OA クリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース（FD・CD・MO用） マウスパッド OA フィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHP フィルム 鉛筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース </p> | <p> 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 </p> |
|---|---------------------------------------|

| | |
|---|------------------------------|
| 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機用カセット テープ印字機用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|---|------------------------------|

3. オフィス家具等

| | |
|--|------------------------------|
| いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|--|------------------------------|

4. OA 機器

| | |
|---|---|
| コピー機等 (コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機) プリンタ等 (プリンタ、プリンタ複合機) ファクシミリ スキャナ プロジェクタ カートリッジ等 (トナーカートリッジ、インクカートリッジ) | 調達を実施する品目 (前年度以前から賃貸借契約を締結し、本年度においても継続使用する機種を除く。) については、調達目標は100%とする。 |
|---|---|

5. 電子計算機

| | |
|--|---|
| 電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア | 調達を実施する品目 (前年度以前から賃貸借契約を締結し、本年度においても継続使用する機種を除く。) については、調達目標は100%とする。 |
|--|---|

6. オフィス機器

| | |
|--|---|
| シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 電池 (一次電池又は小型充電式電池) | 調達を実施する品目 (前年度以前から賃貸借契約を締結し、本年度においても継続使用する機種を除く。) については、調達目標は100%とする。 |
|--|---|

7. 移動電話

| | |
|------------------------|------------------------------|
| 携帯電話 PHS スマートフォン | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|------------------------|------------------------------|

8. 家電製品

| | |
|---|---|
| 電気冷蔵庫等 (電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫) テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする (電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機については基準2100%を目標とする)。 |
|---|---|

9. エアコンディショナー等

| | |
|--------------------------------------|------------------------------|
| エアコンディショナー (家庭用) エアコンディショナー (業務用) | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|--------------------------------------|------------------------------|

| | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ | る（エアコンディショナーについては基準2 100%を目標とする）。 |
|-----------------------|-----------------------------------|

10. 温水器等

| | |
|--|------------------------------|
| ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器 | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|--|------------------------------|

11. 照明

| | |
|---|---|
| LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯 電球形 LED ランプ | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする（LED 照明器具については基準2 100%を目標とする）。 |
|---|---|

12. 自動車等

| | |
|-------------------|------------------------------|
| 乗用車 | 調達の予定はない。 |
| 小型バス | 調達の予定はない。 |
| 小型貨物車 | 調達の予定はない。 |
| バス等 | 調達の予定はない。 |
| トラック等 | 調達の予定はない。 |
| トラクタ | 調達の予定はない。 |
| タイヤ（一般公用車用タイヤ） | 調達の予定はない。 |
| エンジン油（2サイクルエンジン油） | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服・作業着・帽子・靴

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。

15. インテリア・寝装寝具

| | |
|---------------------------------|--------------------------|
| カーテン （カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド） | 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 |
|---------------------------------|--------------------------|

| | |
|--|------------------------------------|
| カーペット (タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット) 毛布等 (毛布、ふとん) ベッド (ベッドフレーム、マットレス) | なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。 |
|--|------------------------------------|

16. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他繊維製品

| | |
|--|--|
| テント・シート類 (集会用テント、ブルーシート) 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ | 調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。 |
|--|--|

18. 設備

| | |
|--|----------|
| 太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器 給水栓 日射調整フィルム エネルギー管理システム テレワーク用ライセンス・WEB会議システム 低放射フィルム | 調達の予定はない |
|--|----------|

19. 災害備蓄用品

| | |
|---|------------------------------|
| 災害備蓄用品 (飲料水) (災害備蓄用飲料水) 防災備蓄用品 (食料) (アルファ化米、乾パン、レトルト食品等) 防災備蓄用品 (生活用品・資材) (非常用携帯燃料、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池、非常用携帯電源) | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|---|------------------------------|

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建築機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21. 役務

| | |
|----------|-----------|
| 省エネルギー診断 | 調達の予定はない。 |
|----------|-----------|

| | |
|----------------------------------|--------------------|
| 印刷 | 調達目標は100%とする。 |
| 食堂 | 調達の予定はない |
| 加煙試験 | 調達目標は100%とする。 |
| 自動車専用タイヤ更正 | 調達の予定はない |
| タイルカーペット洗浄 | 調達目標は100%とする。 |
| 自動車整備 | 調達目標は100%とする |
| 庁舎管理等（庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書の処理、害虫防除） | 基本方針の趣旨を周知することとする。 |
| 輸配送 | 基本方針の趣旨を周知することとする。 |
| 小売業務（庁舎等において営業を行う小売業務） | 調達の予定はない |
| 旅客輸送 | 調達の予定はない |
| 照明機能提供業務 | 調達の予定はない |
| クリーニング | 調達目標は100%とする |
| 飲料自動販売機設置 | 調達目標は100%とする |
| 引越輸送 | 調達目標は100%とする |
| 会議運営 | 調達目標は100%とする |
| 印刷機能等提供業務 | 調達目標は100%とする |

21. ごみ袋等

| | |
|------------|------------------------------|
| プラスチック製ごみ袋 | 調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 |
|------------|------------------------------|

II 特定調達物品等以外の令和5年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. トナーカートリッジを調達する場合は、再生トナーカートリッジ（新品ではないカートリッジ）をできる限り調達するように配慮する。
2. ラベルライター用テープカートリッジを調達する場合は、再生プラスチックが製品のプラスチック重量の50%以上使用されているものを100%調達する。
3. OA機器、家電製品に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
4. 上記のほか環境物品の選択に当たっては、適切な品目についてはエコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針はすべての部署を対象とする。
2. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するように働きかける。
6. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じて ISO14001 若しくはエコアクション 21（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
7. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
8. 本調達方針に基づく調達担当窓口は会計課契約第一係及び契約第二係とする。